

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による環境影響評価方法書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十年八月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 都市計画決定権者の名称
三原市長 五藤 康之

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域

都市計画対象事業の名称	（仮称）三原市汚泥再生処理センター整備事業
都市計画対象事業の種類	し尿処理施設の設置の事業
都市計画対象事業の規模	百七十六キロリットル（一日当たりの処理能力）
都市計画対象事業実施区域	三原市沼田東町七宝二百四十八番地の一

三 規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

別図に示す太線で囲まれた地域を管轄する三原市

四 環境影響評価方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (1) 広島県環境県民局環境部環境保全課
- (2) 広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課
- (3) 三原市生活環境部環境政策課
- (4) 三原市生活環境部環境管理課

2 期間

平成二十年八月十一日（月）から平成二十年九月十日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

3 時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

平成二十年九月十日（水）まで

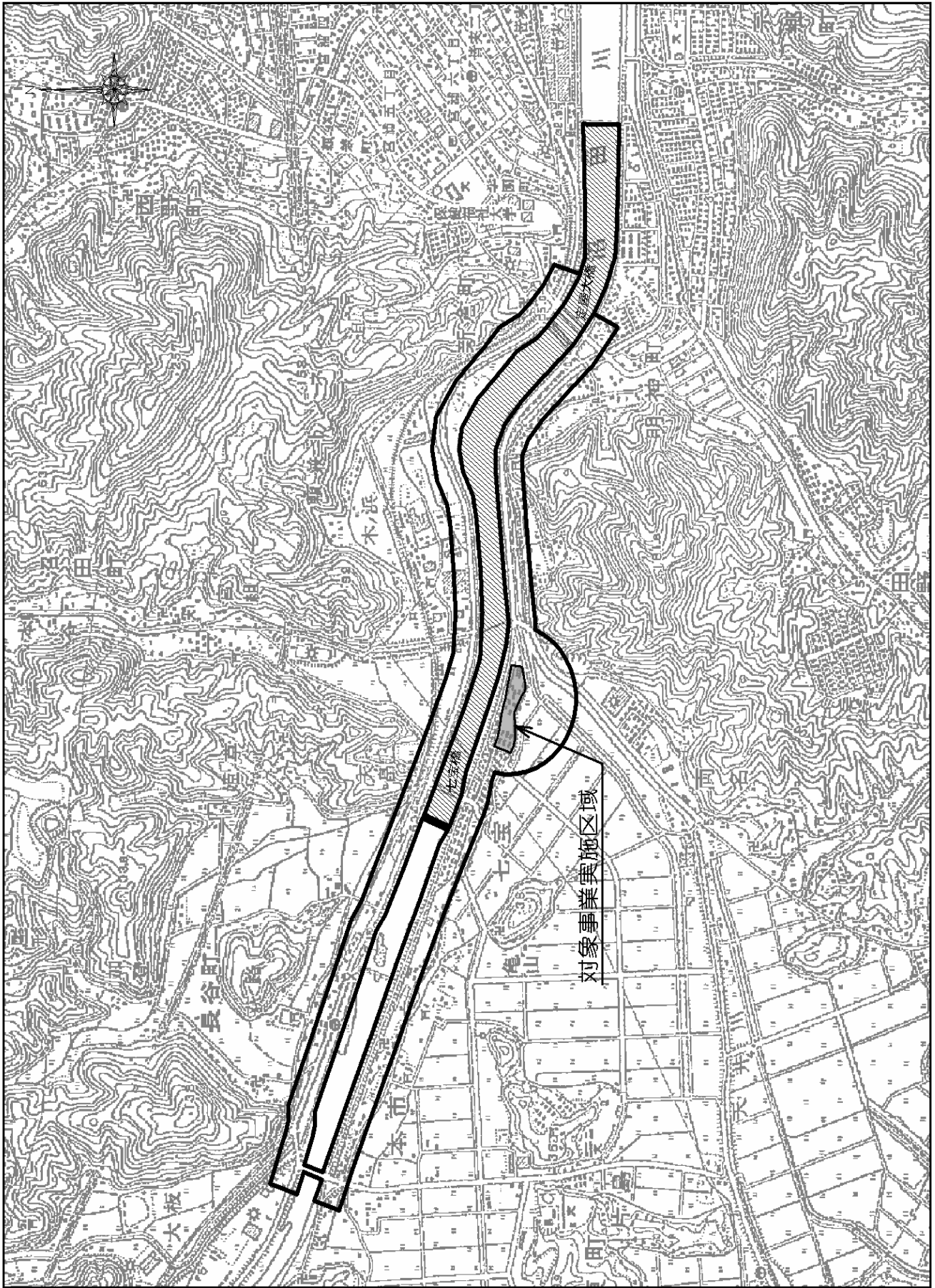
2 意見書の提出先

千七二三―八六〇一 広島県三原市港町三丁目五番一号

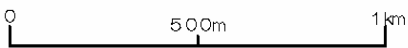
三原市生活環境部環境政策課

3 意見書の記載事項



意見を提出しようとする者の氏名、住所、意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称、環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由



S=1/20,000



三原市のうち、条例第六条第一項の
対象事業に係る環境影響を受ける
範囲であると認められる地域

-  水質及び水質により影響を受けるおそれのある範囲
-  その他の項目による影響を受けるおそれのある範囲